

府立学校における

部活動働き方改革マニュアル

～部活動方針の遵守の徹底について～



大阪府教育庁

R8. ver. 2

はじめに ……1

これまでの取組み等 ……2

Part

I

部活動方針の遵守に向けた意識改革

A 「学校の部活動に係る活動方針」のＨＰでの公表及び確認について ……4

B 活動計画の共有について ……5

C 校内での意識改革について ……6

Part

II

適切な部活動の運営管理と体制整備

A 年間・月間活動計画及び実績報告について ……8

B 体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶 ……9

Part

III

働き方改革推進のための体制整備

A 「部活動大阪モデル」について ……11

B 外部人材について ……12

C 外部人材の効果的な活用について ……13

D 外部人材の申請について ……14



外部人材の活用に当たってのポイント ……15

参考

時間外在校等時間の考え方について ……20

マニュアル内の表記について

そのコンテンツの内容の説明です

関連する法規等（ガイドライン）の
抜粋等を記載しています

そのコンテンツの内容のうち、
特に重要な事項について
記載しています

はじめに

- 学校における生徒の自主的・自発的な活動として行われる部活動は、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育がめざす資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として行われ、教員の献身的な支えにより、日本のスポーツ・文化芸術振興の一翼を担ってきました。
- しかし、急速な少子化や学校の働き方改革が進む中、部活動を従前と同様の体制で運営することがより難しくなっています。
- そうした中、国においては、令和4年12月に「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を策定し、休日における中学校の部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行について、令和5年度から令和7年度の3年間を改革推進期間と定め、令和8年度からは、さらなる改革に取り組むべく改革の方向性や総合的な方策を検討するため、令和7年12月22日に「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」（以下、「国ガイドライン」という。）を策定し、令和13年度までの6年間を改革実行期間と位置付けました。
- 大阪府においては、国ガイドラインを踏まえ、「大阪府における部活動等の在り方に関する方針」、を「大阪府における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針」（以下、「部活動方針」という。）として令和8年8月に改訂し、将来にわたる生徒のスポーツ・文化芸術活動の機会の確保・充実等を図ることをめざしています。
- また、府立学校においては、部活動における教員の負担を軽減するため、平成30年度から大阪府立学校部活動指導員配置事業を実施し、指導者を広く確保できるよう努めるとともに、複数校における「部活動」の合同実施を促進すべく、令和5年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入するなどの取り組みを進めています。
- そのような中、令和5年度以降、教育職員1人当たりの年間時間外在校等時間は全ての校種において改善傾向にあり、令和7年度の全日制区分においては345.0時間となり、全ての校種で給特法で定められた目標（平均360時間/人以下）を達成しました。一方で、年間時間外在校等時間が720時間を超える教育職員が令和7年度においても680人いることや、教員を対象した過去のアンケートにおいて部活動が長時間勤務の要因となっているという結果を踏まえ、これらの解消が喫緊の課題の一つとなっています。
- 本マニュアルでは、部活動における時間外在校等時間の縮減に向けて、部活動の取組みに特化し、具体的な対応策等の内容を取りまとめており、各校での取組みの参考としていただきますようお願いいたします。

これまでの取り組み等

働き方改革関連

[働き方改革ポータルサイト \(pref.osaka.jp\)](http://pref.osaka.jp)

退勤スリットの実施

「勤務時間の割り振りの変更の柔軟な運用」通達改正
【教職企第1991号】H26.2.21

全校一斉退庁日及びノークラブデーの実施について
【教職企第1838号】H28.12.7

府立学校における働き方改革に係る取り組みについて
H30.3

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」等
教職員の時間外勤務の適正管理について（通知）
【教職企第1491号】R4.7.8

府立学校における働き方改革の取組について（通知）
【教職企第2542号】R6.2.19

部活動関連

部活動の位置づけ及び教職員の服務上の
取扱いの改訂について（通知）【教委高第2149号】H24.7.31

運動部活動での指導ガイドライン（5月文部科学省）

学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行
（部活動指導員の制度化）H29.4.1

運動部活動の在り方に関する総合的なガイドラインスポーツ庁H30.3

文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン文化庁H30.12

大阪府部活動の在り方に関する方針大阪府教育委員会H31.2

部活動の適正な運営について（通知）【教保第2211号】R1.2

学校の働き方改革を踏まえた部活動改革についてスポーツ庁R2.9

学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する
総合的なガイドラインスポーツ庁R4.12

「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドライン【教保第2888号】R5.2

大阪府における部活動等の在り方に関する方針【教保第2008号】R5.8.28

「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドライン（追補版）
【教保第2015号】R6.8

大阪府における学校部活動及び地域クラブ活動の在り方に関する方針
【教保第2120号】R8.8.31



部活動方針の遵守に向けた意識改革

A



「学校の部活動に係る活動方針」のＨＰでの公表及び確認について

B



活動計画の共有について

C



校内での意識改革について

「部活動方針」p 4、5

1 適切な運営のための体制整備

- (1) イ 校長（府立学校にあつては准校長も含む。以下同じ。）は、学校の設置者の「設置する学校に係る部活動の方針」（府立学校においては本方針）に則り、**毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表する。**
 - ウ 部活動顧問は、**年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。**
- (2) ウ 校長は、**毎月の活動計画及び活動実績の確認等**により、学校部活動の活動内容を把握し、生徒が安全に活動を行えるよう、適宜、指導・是正を行う。

2 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

- (1) ア 校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動の実施にあたっては、運動部、文化部に関わらず、「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）を参考にしながら、生徒の心身の健康管理（スポーツ障害・外傷の予防やバランスのとれた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）を徹底する。
- エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、適切な指導を行う。



「学校の部活動に係る活動方針」のHPでの公表及び確認について

部活動の活動内容については、生徒・保護者の関心が高く、学校としての方針及び各部活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定し、生徒・保護者の理解を得ることが重要です。こうした観点から、部活動方針において、府立学校においては、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、公表することとしています。

HPをリニューアルした学校や、活動方針を変更した学校においては、その都度最新の活動方針がHPに掲載されていることを確認してください。なお、府の部活動方針にも記載されている運動部活動での指導のガイドライン(平成25年5月) (mext.go.jp)を参考にしてください。

「運動部活動での指導のガイドライン」(平成25年5月文部科学省) (抜粋)

P5 4. ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈生徒のニーズや意見の把握とそれらを反映させた目標等の設定、計画の作成〉

- 運動部活動は、学校教育の一環として行われるものですが、生徒の自主的、自発的な参加によるものです。生徒の間には、好きなスポーツの技能を高めたい、記録を伸ばしたい、一定のペースでスポーツに親しみたい、放課後を有意義に過ごしたい、信頼できる友達を見付けたいなど、運動部活動を行うに際して様々な目的、目標があります。
各運動部活動の顧問の教員は、運営・指導者としての一方的な方針により活動するのではなく、生徒との意見交換等を通じて生徒の多様な運動部活動へのニーズや意見を把握し、**生徒の主体性を尊重しつつ、各活動の目標、指導の方針を検討、設定することが必要です。**
この場合、勝つことのみを目指すことのないよう、生徒が生涯にわたってスポーツに親しむ基礎を育むこと、発達の段階に応じた心身の成長を促すことに十分留意した目標や指導の方針の設定が必要です。
- さらに、この目標の達成に向けて、長期的な期間や各学年等での指導(活動)内容とそのねらい、指導(練習)方法、**活動の期間や時間等を明確**にした計画を作成して、**入部の際や保護者会などで生徒や保護者等に説明し、理解を得ることが重要**です。
- 目標等の設定、計画の作成に際しては、運動部活動が、教育課程において学習したことなども踏まえ、自らの適性や興味、関心等をより深く追求していく機会であることから、各教科等の目標及び内容との関係にも配慮しつつ、生徒自身が教育課程において学習する内容について改めてその大切さを認識するよう促すなどにより、各学校の教育課程と関連させながら学校教育全体として生徒の「生きる力」の育成を図ることへの留意が望まれます。
また、活動をととして生徒の意見等を把握する中で、適宜、目標、計画等を見直していくことが望まれます。



「部活動方針」p 4

部活動顧問は、年間の活動計画及び毎月の活動計画を作成し、校長に提出するとともに、毎月の活動実績を報告する。 ※府教育庁から、提出を求めることがあります

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年 5 月文部科学省）（抜粋）

P5 4. ③活動における指導の目標や内容を明確にした計画を策定しましょう

〈年間を通したバランスのとれた活動への配慮〉

○ 生徒が、運動部活動に活発に取り組む一方で、多様なものに目を向けてバランスのとれた心身の成長、学校生活を送ることができるようにすること、生涯にわたってスポーツに親しむ基盤をつくるができるようにすること、運動部活動の取組で疲れて授業に集中できなくなることがないようにすること等が重要です。

厳しい練習とは、休養日なく練習したり、いたずらに長時間練習することとは異なるものです。**年間を通して、一年間を試合期、充実期、休息期に分けてプログラムを計画的に立てること、参加する大会や練習試合を精選すること、より効率的、効果的な練習方法等を検討、導入すること、一週間の中に適切な間隔により活動を休む日や活動を振り返ったり、考えたりする日を設けること、一日の練習時間を適切に設定すること等を考慮しつつ、計画を作成し、指導を行っていく必要があります。**これらは、成長期にある生徒のスポーツ障害や事故を防ぐためにも、また、心理面での疲労回復のためにも重要です。

◆ 生徒にとっても、顧問の先生にとっても無理のない計画となるようにすることが重要です。

【例 1】 シーズンON、OFFに分けて練習計画を策定

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
試合期			試合期			試合期			シーズンOFF		

※ 試合期の前には、調整のための練習試合を多く取り入れ、シーズンOFFには土日を休養日とする。

【例 2】 公式戦が終了した6月中旬 ～ 定期試験期間までの週休日等を休養日とする

6/166/1718192021222324									6/25 ~ 7/1		7/2 ~ 7/8	
公式戦									定期試験 1 週間前 部活動OFF		定期試験	
OFF 練習 OFF 練習 練習 OFF OFF OFF												

部活動方針の遵守に向けた意識改革



校内での意識改革

各種競技の指導引きの、「競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例」、「効果的な練習方法」、「指導上の留意点」、「安全面の注意事項」等をうまく活用し、合理的な練習メニューや適切な指導を行うことが大切です。また、熱中症予防のために、気温が下がる早朝練習や夕方の時間から部活動を行う場合は、勤務時間の割り振り変更を行うことで時間外在校等時間の縮減につながります。さらに、各部活動の練習日程等の掲示、下校時刻の設定等、部活動方針の遵守に向けた学校全体での取り組みも必要です。

「部活動方針」p5 2 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

- (1) エ 部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、**中央競技団体（スポーツ競技の国内統括団体）や学校部活動に関わる各分野の関係団体等が作成する指導手引**（競技・習熟レベルに応じた1日2時間程度の練習メニュー例と週間、月間、年間での活動スケジュールや、効果的な練習方法、指導上の留意点、安全面の注意事項、暴力やハラスメントの根絶等から構成される、指導者や生徒の活用の利便性に留意した分かりやすいもの）を活用して、適切な指導を行う。
- オ 熱中症事故の防止にあたっては、活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒への健康観察等の健康管理を徹底する。その際、環境省・気象庁の「熱中症特別警戒アラート」及び「熱中症警戒アラート」や、暑さ指数（WBGT）を確認し、行動の目安にするとともに、「スポーツ活動中の熱中症予防ガイドブック」（公益財団法人日本スポーツ協会）等を参考に事故防止対策を講じる。
- なお、熱中症は、梅雨明けなどの気温が急に上昇したときに多く発生していることから、気温が高くなり始めたら、暑さに慣れるまでの期間を設け、最初は運動量を落とし、次第に負荷を高めるなどの暑熱順化を行う。

※ 中央競技団体がHPにおいて、運動部活動用指導手引を作成しています。主に中学校用に作成されていますが、参考にご活用ください。
運動部活動用指導手引：スポーツ庁 (mext.go.jp)

※ 熱中症予防のため、気温の高い日中の時間を避け、「早朝」「夕方」等に活動をする考えられます。
その際は、勤務時間の割り振り変更（いわゆるズレ勤）を行うことで、時間外在校等時間の縮減も可能です。



Part
II

適切な部活動の運営管理と体制整備

A



年間・月間活動計画及び実績報告について

B



体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

「部活動方針」p 4、6、7

1 適切な運営のための体制整備

- (1) エ 学校の設置者は、上記イ・ウに関し、各学校において学校部活動の活動方針・計画の策定等が効率的に行えるよう、簡素で活用しやすい様式の作成等を行う。
- (2) ア 校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。

2 合理的でかつ効果的な活動の推進のための取組み

- (2) 体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶（抜粋）

学校部活動においては、指導と称して殴る・蹴ること等はもちろん、懲戒として体罰（暴力）が禁止されていることは当然である。また、指導にあたっては、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰（暴力）・暴言・ハラスメントは、直接受けた生徒のみならず、その場に居合わせて目撃した生徒の後々の人生まで、肉体的、精神的に悪い影響を及ぼすことになる。

校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者は、学校部活動での指導で体罰等（暴力）・暴言・ハラスメントを厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、引き続き、それらを行わないよう徹底する。

指導にあたっては「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）に沿った指導を行い、同ガイドラインにおいて示されている「肉体的、精神的な負荷や厳しい指導」と「体罰等の許されない指導」の区別が、校長、部活動顧問、部活動指導員及び外部指導者はもとより、保護者・生徒等にも十分理解されるよう努める。

近年、スマートフォン・SNS等の普及に伴い、生徒がトラブルや犯罪に加害者として関わってしまう可能性も大きくなっていることから、人を傷つける書き込みは人権侵害であり犯罪になることもあること、他人に損害を与えれば損害賠償責任を負うこともあることに留意する。



年間・月間活動計画及び実績報告について

用語解説

- ・休養日 → 部活動を行わない日
- ・休業日 → 授業日及び学校行事日以外の日

- 計画の作成にあたっては、部活動方針に基づいた計画をお願いいたします。

- 行事予定表と部活動方針を照らし合わせて年間活動計画を作成してください。

- 週あたり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日

→ 例) 原則、平日水曜日と日曜日を休養日と設定

※ 体育館等施設の関係上、**使用する曜日を調整して休養日を設定する等各校の状況に応じて工夫**することも考えられます。

- 平日は2時間程度、休日は4時間程度の活動時間と設定（ただし、長期休業期間中は4時間と設定）

→ 例) 平日は16時から部活動を開始し2時間活動したとすると、時間外在校等時間は、+1時間（勤務時間17時までを想定）

→ 例) 休日については、活動時間そのものが時間外在校等時間に積算されるため注意

※ 「程度」と記載がありますが、**活動時間はその時間以内での設定**となるような部活動を実施してください。

- 休養日は、学校全体で部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、**年間で104日以上を設定**してください。

※ 行事予定表を確認し、定期考査期間やお盆・年末年始等予め休養日の日数を数え、適切な設定をお願いいたします。

※ 104日（52週×2日）のうち、休業日に52日以上の設定をお願いいたします。

- シミュレーションでは、部活動方針どおりに活動すると、時間外在校等時間は360時間以内となります（部活動のみに限る）。

「部活動方針」p8、9 3 適切な休養日等の設定

ア 学校部活動を行わない日（以下「休養日」という。）及び活動時間については、成長期にある生徒が、活動、食事、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

（抜粋）【高等学校】

- 休養日の設定は以下のとおりとする。

・週あたり平日は少なくとも1日、週末のうち少なくとも1日を休養日とすることを基本とするが、練習試合や大会等で困難な場合にあっては、全校一斉の定時退庁日等による週1日以上休養日と学校全体で学校部活動を行わない日（定期考査期間等）を合わせ、年間で104日以上設定する。

・週末の休養日は原則として月あたり2日以上となるよう設定する。

・学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

・長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。

- 1日の活動時間は、平日では2時間程度、学校の休業日は4時間程度とし、週あたりの活動時間は12時間程度の範囲内とする。その中で、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

- 休養日及び活動時間等の設定については、地域や学校の実態、分野、活動目的や競技種目等を踏まえた工夫として、定期試験前後の一定期間等、各部共通、学校全体、市町村共通の学校部活動休養日を設けることや、週間、月間、年間単位での活動頻度・時間の目安を定めることも考えられる。

- 学校の休業日に練習試合や大会等で4時間以上の活動となる場合は、生徒の健康管理に十分配慮して休憩時間を適切に設定し、無理のないよう活動するとともに、その後に休養日を設けるなど、学校生活に支障のないように配慮する。

- 長期休業中については、生徒が十分な休養を取ることができ、学校部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間を設ける。



体罰（暴力）・暴言・ハラスメント・いじめ等の不適切行為の根絶

体罰等の不適切行為を根絶するうえで、こうした行為は、閉鎖的な環境・人間環境のもとで発生しやすいことから、複数の指導人材等が関わるなど開かれた活動環境の整備や、指導者・生徒・保護者等によるコミュニケーションの活性化等を通じた風通しの良い組織づくりを行うことが重要です。

また、（公財）日本スポーツ協会（JSPO）は、平成25年、スポーツ界から暴力、暴言、ハラスメントなどの不適切行為を根絶するため、「スポーツ界における暴力行為根絶宣言」（根絶宣言）を出しました。根絶宣言から10年を機に「スポハラ」のない社会を目指し、根絶宣言を採択した団体等が決意を新たに「NO！スポハラ」活動に取り組んでいます。

[NO！スポハラ \(japan-sports.or.jp\)](http://japan-sports.or.jp)

「運動部活動での指導のガイドライン」（平成25年5月文部科学省）（抜粋）

P11 4. **⑤肉体的、精神的な負荷や厳しい指導と体罰等の許されない指導とをしっかりと区別しましょう**

【体罰等の許されない指導と考えられるものの例】

- ①殴る、蹴る等。
- ②社会通念、医・科学に基づいた健康管理、安全確保の点から認め難い又は限度を超えたような肉体的、精神的負荷を課す。
（例）・長時間にわたっての無意味な正座・直立等特定の姿勢の保持や反復行為をさせる。
・熱中症の発症が予見され得る状況下で水を飲ませずに長時間ランニングをさせる。
・相手の生徒が受け身をできないように投げたり、まいったと意思表示しているにも関わらず攻撃を続ける。
・防具で守られていない身体の特定の部位を打突することを繰り返す。
- ③パワーハラスメントと判断される言葉や態度による脅し、威圧・威嚇的発言や行為、嫌がらせ等を行う。
- ④セクシャルハラスメントと判断される発言や行為を行う。
- ⑤身体や容姿に係ること、人格否定的（人格等を侮辱したり否定したりするような）な発言を行う。
- ⑥特定の生徒に対して独善的に執拗かつ過度に肉体的、精神的負荷を与える。

Part
III

働き方改革推進のための体制整備

A



「部活動大阪モデル」について

B



外部人材について

C



外部人材の効果的な活用について

D



外部人材の申請について



外部人材の活用にあたってのポイント

「部活動方針」p 4 1 **適切な運営のための体制整備**

(2) ア **校長は、教員だけでなく、部活動指導員や外部指導者等の適切な指導者を確保していくことを基本とし、生徒や教員の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から、円滑に実施できるよう、適正な数の学校部活動を設置する。**

「部活動方針」p 9 5 **「部活動大阪モデル」の推進**

府教育委員会においては、生徒の多様な活動機会の確保のため、府立高等学校を対象とした複数校における学校部活動の合同実施を促進すべく、令和5年度から「部活動大阪モデル」を段階的に導入しており、運用については、「部活動大阪モデル」合同部活動に関するガイドラインによるものとする。



「部活動大阪モデル」について

「部活動大阪モデル」導入の意義

少子化による生徒数が減少している中、部活動の「学びの場」としての教育的意義に鑑み、「**少人数の部活動の活性化を図る**」こと、「**生徒同士、生徒と指導者等との多様な交流の場を確保する**」こと、また持続可能な部活動運営を行うため、「**部活動に携わる教員の負担を軽減する**」ことが必要となり、「複数校による部活動の合同実施（「部活動大阪モデル」）を導入することとなりました。（令和4年11月）

部活動大阪モデルの推進

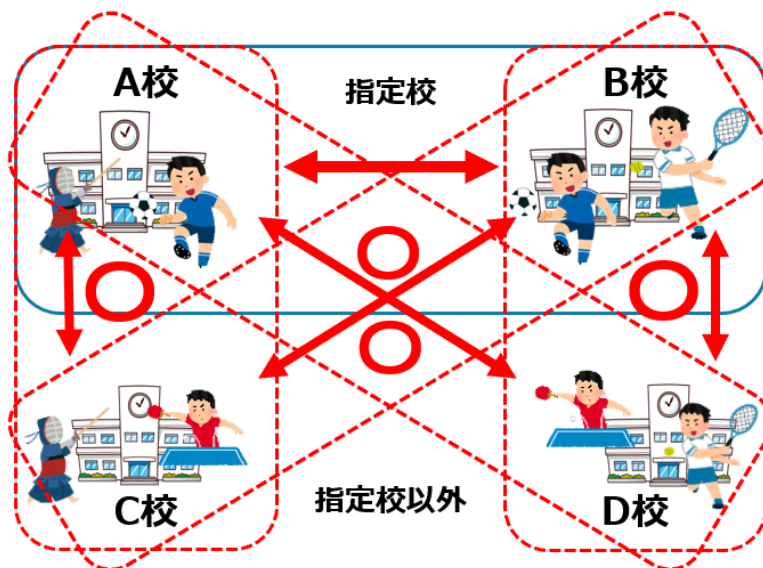
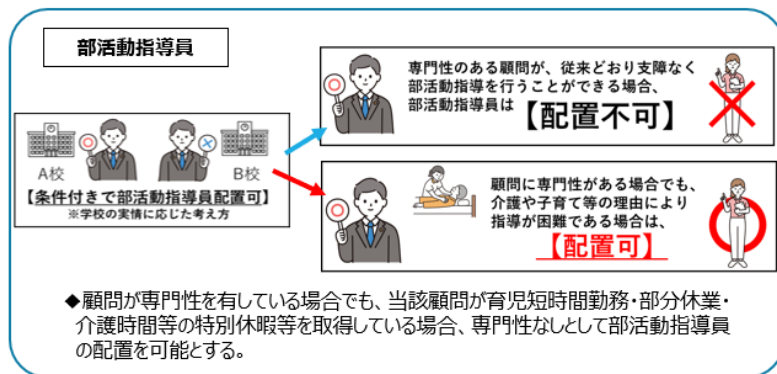
ペアとなった2校が合同で部活動を行い、一方の学校の教員の付添いを不要とすることにより、当該教員の負担を軽減。

ペアとなった両校の顧問に専門性がない場合には、部活動指導員を配置



ステージ1（土日及び長期休業中）を実施

※令和6年度より指定校での合同実施が困難な場合、指定校以外とのペアリングを可能とした。



働き方改革推進のための体制整備



外部人材について

部活動に関する外部人材には、「部活動指導員」と「外部指導者」の2種類があります。両者の特長を理解したうえで申請してください。申請にあたりご不明な点がある場合は、別途、保健体育課にご相談ください。

- ◆ 顧問のなり手がなくて困っている → **部活動指導員**
- ◆ 付添いしてくれる顧問はいるが、生徒たちが技術指導を求めている → **外部指導者**

府教育庁では、部活動における外部人材の活用として、「部活動指導員」の配置と外部指導者の派遣を行っています。

- 「部活動指導員」と「外部指導者」の違いは以下のとおりです。

部活動指導員

- 部活動の技術的な指導や大会への引率等を行うことを職務とする職員を配置する制度

教員の**部活動による長時間勤務の削減**、専門的指導をすることができないことによる**心理的負担を軽減**。

学校職員として位置づけ、部活動指導全般を担う。
教員の付き添いなく、部活動指導員のみで指導や引率等が可能。
(会計年度任用職員)

労働者災害補償保険が適用

教員経験者や実技指導経験・指導者資格を有する指導者等が対象

【報酬】1,600円/時

【配置時間】100～400 h 程度

(指導員の状況や学校の活用状況を勘案)

- ※民間で働いている方の場合、兼職兼業（事業主）の許可が必要
- ※非常勤講師を活用するの也可

外部指導者

- 顧問の教員と連携・協力しながら、部活動の技術的な指導を行う、コーチ等の補助的な立場となる人材を派遣する制度

有償ボランティアとして、教員と連携・協力のもと技術指導を担う。
外部指導者だけでは大会等に生徒を引率できない。

(運動部) スポーツ安全保険に加入
(文化部) 非営利・有償活動団体保険に加入

当該校の卒業生や学生なども対象とし、幅広い人材を活用

【謝金】(運動部) 2,650円/回

(文化部) 3,000円/回

【派遣回数】(運動部) 30回/年

(文化部) 1校あたり上限20回/年

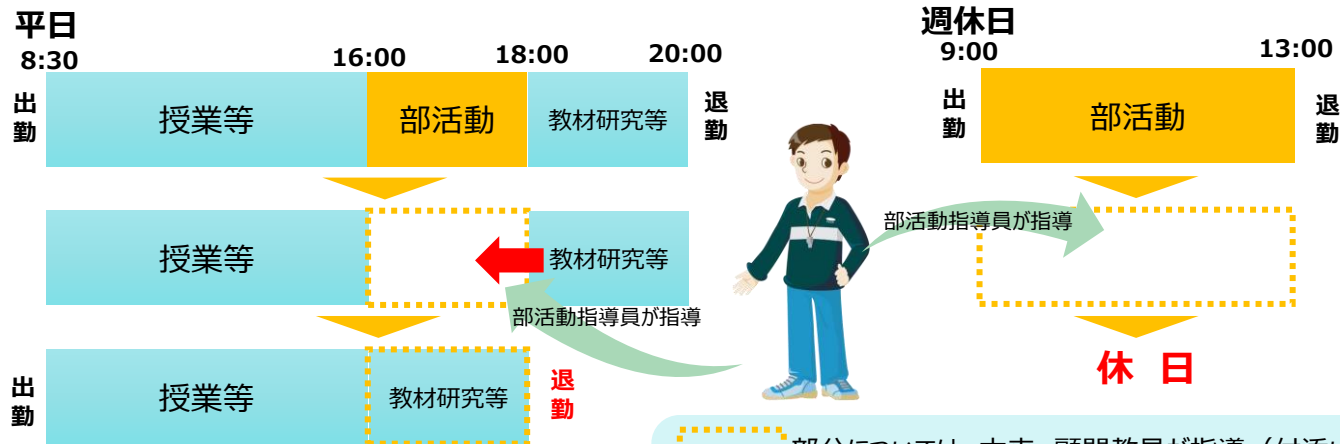
- ※非常勤講師を活用するの也可
- ※府の予算の範囲内で派遣

働き方改革推進のための体制整備



外部人材の効果的な活用について

【部活動指導員】



部分については、本来、顧問教員が指導（付添い）する時間であるが、その時間を部活動指導員に完全に任せることで、

- 平日については、その後行う業務を前倒しで行い、退勤時間を早める
- 週休日については、本来の休日として、学校に出勤しない

部活動指導員には、顧問教員に代わって部活動指導をしていただきます。

※基本的には、顧問教員は本来その部活動にかかる時間を別の業務にあてるなどして、時間軽減に努めてください。

※休日の部活動も、部活動指導員に任せることができます。

参考ページを参照

【部活動指導員の効果的な活用例】(p16-17)

例 1 : アスレチックトレーナーを部活動指導員として活用する方法

例 2 : 近隣の中学校や他校で指導している部活動指導員を活用する方法

例 3 : 顧問は技術指導ができる教員だが、分掌長などで部活動指導に従事する時間がないため部活動指導員を活用する方法

例 4 : 部員が多い部活動のため、顧問教員と分担するために部活動指導員を活用する方法

【外部指導者の効果的な活用例】(p18)

例 1 : トレーナーを外部指導者として活用する方法

例 2 : 合同部活動実施の際に、外部指導者に技術指導をお願いする方法

働き方改革推進のための体制整備



外部人材の申請について

外部人材の申請については、以下のとおりです。

部活動指導員		外部指導者
前年度末 3 月中旬に配置申請の通知 申請〆切 当該年度の 4 月初旬	申請時期 〆切時期	前年度末 3 月下旬に派遣依頼申請の通知 申請〆切 当該年度の 4 月初旬
※新年度の顧問の体制が決まってから申請できるようにこの時期に設定しています。		※部活動指導員と外部指導者を同一人物で兼ねることはできません。
当該年度の 5 月初旬	決定通知時期	当該年度の 5 月初旬
多くの学校から、4 月当初から配置してほしい旨連絡をいただきますが、予算の関係上、申請の総数を把握してから時間等配分するため、この時期となります。ご理解のほどよろしくお願いいたします。		
・申請した部活動に時間数を配当 ・継続申請は、予算の範囲内で、前年度の実績等を勘案（実績報告書を確認し、配当時間を決定） ・新規申請は、全体の申請状況や配置希望の優先順位等を考慮	配置基準 派遣基準	【運動部】 1 人あたり30回（学校で回数指定は不可） 申請人数の上限はナシ （予算の範囲内で複数派遣できることもあります） 【文化部】 1 校あたり上限20回
大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええーちOSAKA】（保健体育課所掌）への登録が必要 大阪府／府立学校部活動指導員について (osaka.lg.jp)	登録について	大阪府学校支援人材バンク（教務G所掌）への登録が必要 大阪府／大阪府学校支援人材バンクについて (osaka.lg.jp)

よくある質問

Q 同一部に部活動指導員の配置と外部指導者の派遣をすることは可能か。（部活動指導員が配置されなければ、せめて外部指導者を活用したい）

A 部活動をより充実させ、専門的な指導を教授できる環境を整備するため、同一部に部活動指導員の配置と外部指導者の派遣をすることを可としました。（文化部も同様。）ただし、同一部において、部活動指導員と外部指導者が同一人物となることは、一人の指導者が異なる立場で明確に指導内容を変えることは困難となり、責任上のトラブルが生起する可能性があるため、不可とします。なお、同一人物において両方の申請があった場合、部活動指導員の配置を優先します。

Q 部活動指導員を配置した場合、必ず単独指導しないといけないのか。

A 部活動指導員の配置は、部活動をより充実させ、専門的な指導を教授できる環境を整備するとともに、顧問教員の部活動指導時間等を軽減することを目的としているため、引継ぎ等に要する時間を除き、部活動指導員による単独指導が前提となります。

Q 部活動指導員や外部指導者は、学校が探さないといけないのか。

A 部活動指導員は、『大阪府学校部活動・地域クラブ活動指導者人材バンク【ええーちOSAKA】』から、外部指導者は、『大阪府学校支援人材バンク』から、それぞれ探してください。（『大阪府学校支援人材バンク』の活用方法については、高等学校課教務グループにご確認ください。）

働き方改革推進のための体制整備



外部人材の活用にあたってのポイント

●外部人材を活用する際は、以下の点に注意してください

- ① 外部人材については、**学校部活動を十分に理解している方を活用**するようにしてください。
※特に、部活動指導員については、単独での引率が可能であることも踏まえ、顧問としての職務を理解してもらう必要があります。

【部活動指導員の制度化】

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行」（平成29年4月1日）

（留意事項）

部活動指導員の任用に当たっては、指導するスポーツや文化活動等に係る専門的な知識・技能のみならず、学校教育に関する十分な理解を有する者とする。

- ② 部活動指導員を選考する際には、必ず面接（校長・准校長・教頭・事務部長・事務長のいずれか1人を含む2名以上）を行い、部活動指導に従事いただく前には、**学校において研修**を行ってください。

※特に、これまで当該校との関わりがない方をお願いする場合、これから指導していただく部活動について、顧問も含め、現在の状況を詳細に伝える必要があります。

- ・ 部員数（学年別人数等含む）
- ・ 直近の大会等の成績（生徒の目標や技術等のレベル）
- ・ 学校におけるその部活動の位置づけ
- ・ 部員の参加状況や積極性等

※指導者のその競技に対する考えや指導方針等とマッチしない場合は、トラブルにつながる恐れもあります。

➡そのため指導当初は、指導員と生徒の信頼関係が構築されるまで、顧問の先生も一緒に部活動に付添う等の配慮も必要です。
関係の構築後は、部活動指導員に**単独で指導**してもらうようにしてください。

【参考】

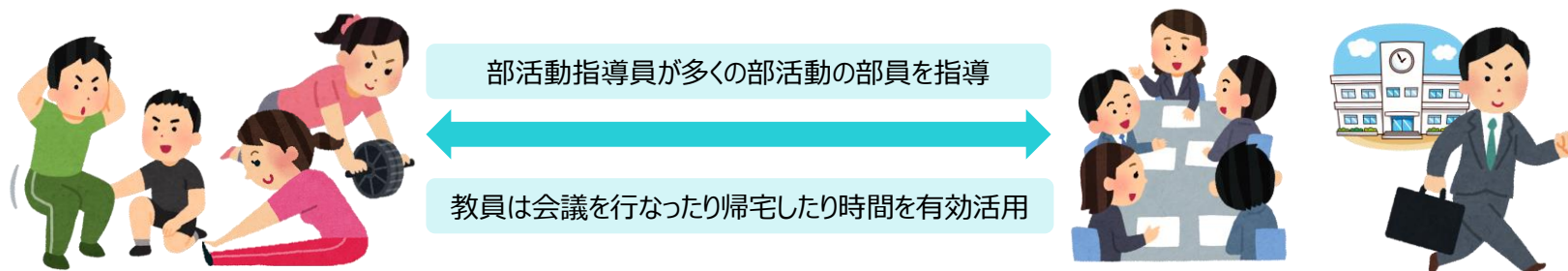
一般職非常勤職員事務マニュアル（パートタイム会計年度任用職員）（教育庁教育振興室）
府立学校部活動指導員配置事業 校内研修マニュアル（大阪府教育庁教育振興室保健体育課）

外部人材の効果的な活用について

参考

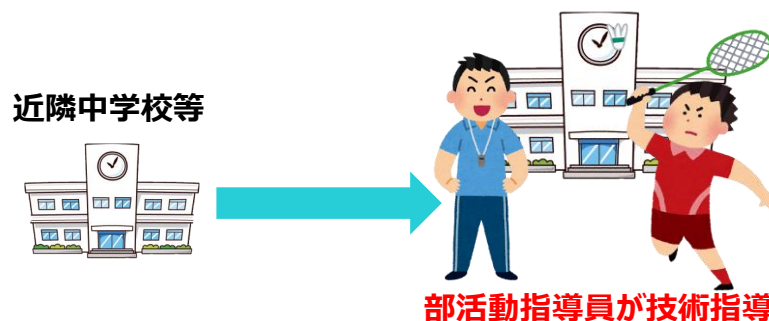
【部活動指導員】

【例 1】今までは、個別の部活動を対象に配置していたが、例えば週に一度、学校の部活動生徒を集め、アスレチックトレーナーを招き、一斉にトレーニング指導をするような場合、そのトレーナーを部活動指導員として任用することで、**参加した部活動の顧問教員全員の時間外在校等時間が縮減される**のであれば、その学校に部活動指導員を配置



【部活動指導員】

【例 2】他校もしくは、近隣地域の中学校において指導している部活動指導員に来てもらい、指導してもらうことで顧問教員の負担を軽減



- 特に、部活動指導員が見つからない場合、近隣の中学校や他校で指導している部活動指導員を活用することで、生徒の技術指導及び教員の負担を軽減

→ 他校での指導がない日に来てもらうこととなるため、日程調整等が必要です。

- 近隣中学校や他校との合同練習（合同部活動含む）の実施もスムーズに

※注意 部活動指導員の勤務時間が重ならないように調整する必要があります。
また、合同部活動を実施する場合は、その日が、どちらの学校での雇用となるのかを事前に明確にしておく必要があります。
→ 報酬の支払い上の問題が生じるため
ただし、市町村立中学校で部活動指導員を任用しているかどうかは、自治体によって異なります。

外部人材の効果的な活用について

参考

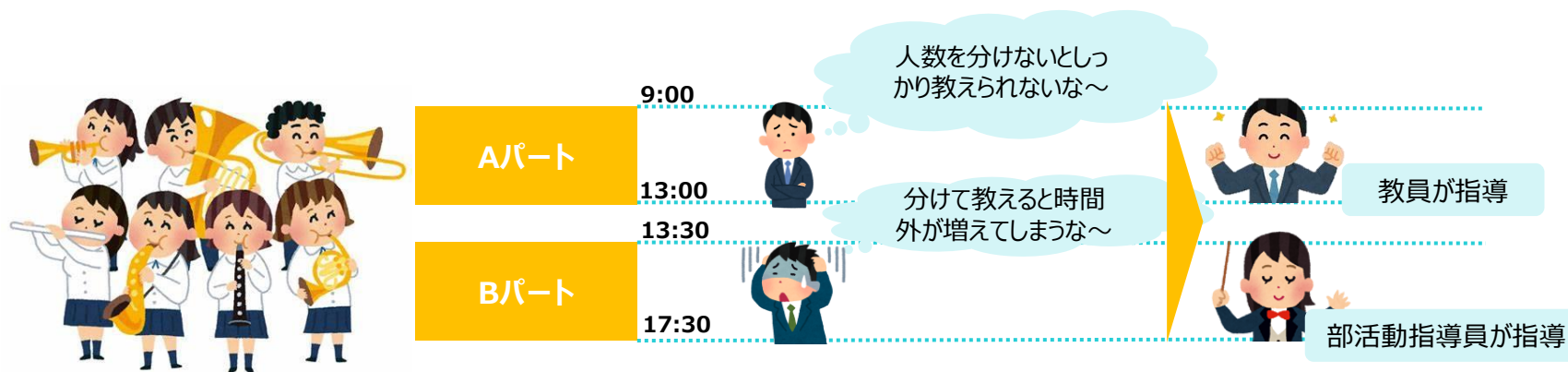
【部活動指導員】

【例 3】技術指導が可能な顧問教員であっても、**分掌長の業務や育児短時間勤務等で指導する時間が確保できない場合等**には、部活動指導員を配置し、当該教員の負担を軽減（これまでは、顧問教員に専門指導「無」の場合に限って配置していました）



【部活動指導員】

【例 4】部員が多い部活動において、生徒の活動機会が確保できないため、パートに分けて練習すると、顧問教員の時間外在校等時間が増加するため、それを防ぐために部活動指導員を配置し、教員の負担を軽減



外部人材の効果的な活用について

参考

【外部指導者】

【例 1】顧問教員が技術指導に携わり、**スポーツ外傷予防のためのトレーナーを外部指導者として招き**、部員をサポート



教員が技術指導を行い、外部指導者としてトレーナーを招き、部員をサポート



- けがをして、練習には参加できないところを、別トレーニングにてサポート
- テーピングなどでけがを予防したり、けがから練習にスムーズに復帰できるようにサポート

【外部指導者】

【例 2】「部活動大阪モデル」や学校間連携による合同部活動の実施の際は、顧問教員の付添いは不要であるものの、技術指導に不安がある場合は、外部指導者をお願いし、生徒への技術指導を担保



顧問教員は休日

合同部活動



外部指導者は
技術指導



A校とB校の合同部活動
両校の顧問教員は専門性無し、B校での合同部活動でB校の顧問教員は付添い、A校の顧問教員は休日
A校の外部指導者が両校の生徒に対して技術指導を行うケース



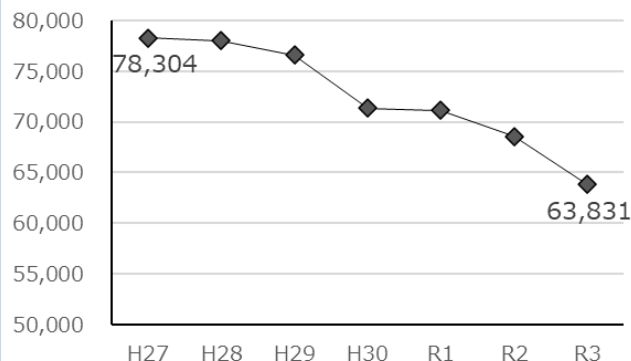
顧問教員は付添い

学校における適正な部活動数について

参考

【現 状】

「府立高校において部活動に加入する生徒数の経年変化」



令和4年度 第2回総合教育会議 資料より抜粋

◆ 少子化の影響による生徒数の減少に伴い、部活動に加入する生徒が減少。このため、部員数が少ない部活動が増加傾向、部員数0の部活動も増加傾向。

府立高校（全日制）の平均部活動数は、運動部**14.2部**、文化部**13.1部**（令和5年度）となっています。

府教育庁においては、部活動数の適正な数の具体的基準は示していませんが、部活動方針に記載のとおり、教員数や外部の指導者の配置状況等を鑑み、部活動数を適正化していく必要があります。

【他府県の取組み】

【茨城県】…各部活動に顧問教員（管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く）を原則複数人数配置できる部活動数とする。

【例：教員が30人（管理職、養護教諭、栄養教諭、事務職員を除く）の場合、15部活動以下が望ましい。】

※同じ種目で男女一緒に活動している場合は1部活動、別に活動している場合は2部活動とする。

※時限的活動または大会時のみの活動のため、特設部を設置している場合は、引率をする教員は必要であるが、顧問教員（教職員）は配置しなくてよい。

【群馬県】…校長は、生徒や教師の数、部活動指導員の配置状況を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全確保、教師の長時間勤務の解消等の観点から円滑に部活動を実施できるよう、部活動指導員や外部指導者など適切な指導者を確保し、適正な数の部*を設置するとともに、この方針を生徒や保護者に明確に示す。

* 適正な数の部とは、原則として教職員1名が1つの部のみ担当し、1つの部には2名以上の顧問を配置することができる部活動。

【福井県】…「中学校においては、1つの部活動を複数体制で指導できるよう、教員のおおむね2分の1の数になるように見直しを行う。」と示している。

（学校部活動および新たな地域クラブ活動のあり方等に関する方針 令和5年3月 福井県教育委員会）

時間外在校等時間の考え方について

参考

■ケース1



◆出勤時間 8:00 退勤時間 20:30 ◆勤務時間 8:30～17:00（休憩時間12:15～13:00）の場合、
朝**30分** + 所定の勤務時間終了後、**3時間30分** = 時間外在校等時間**4時間**

■ケース2



◆出勤時間 8:00 退勤時間 16:00 ◆16:00～校外において部活動、19:00に終了
◆勤務時間 8:30～17:00（休憩時間12:15～13:00）の場合、

朝**30分**は自己申告により除外，スリット後は自己申告により入力**3時間** = 時間外在校等時間**2時間**

- 時間外在校等時間：出退勤のスリットの時間から、所定の勤務時間（休憩時間含む）を差し引いた時間
※勤務時間外における自己研鑽、業務外の時間及び休憩時間を除く（自己申告による）

●第2次大阪府教育振興基本計画（前期事業計画）成果指標

全日制課程の教育職員の年間1人あたりの平均時間外在校等時間	360時間以内
年間時間外在校等時間が360時間を超える教育職員	前年度より減少